

平成29年度 豊明市障害者地域自立支援協議会 次第

平成30年2月16日（金）

午前10時から

豊明市役所 東館1階 会議室4

1 会長あいさつ

2 議事

議題1 障がい者相談支援事業の実績について

議題2 各部会報告について

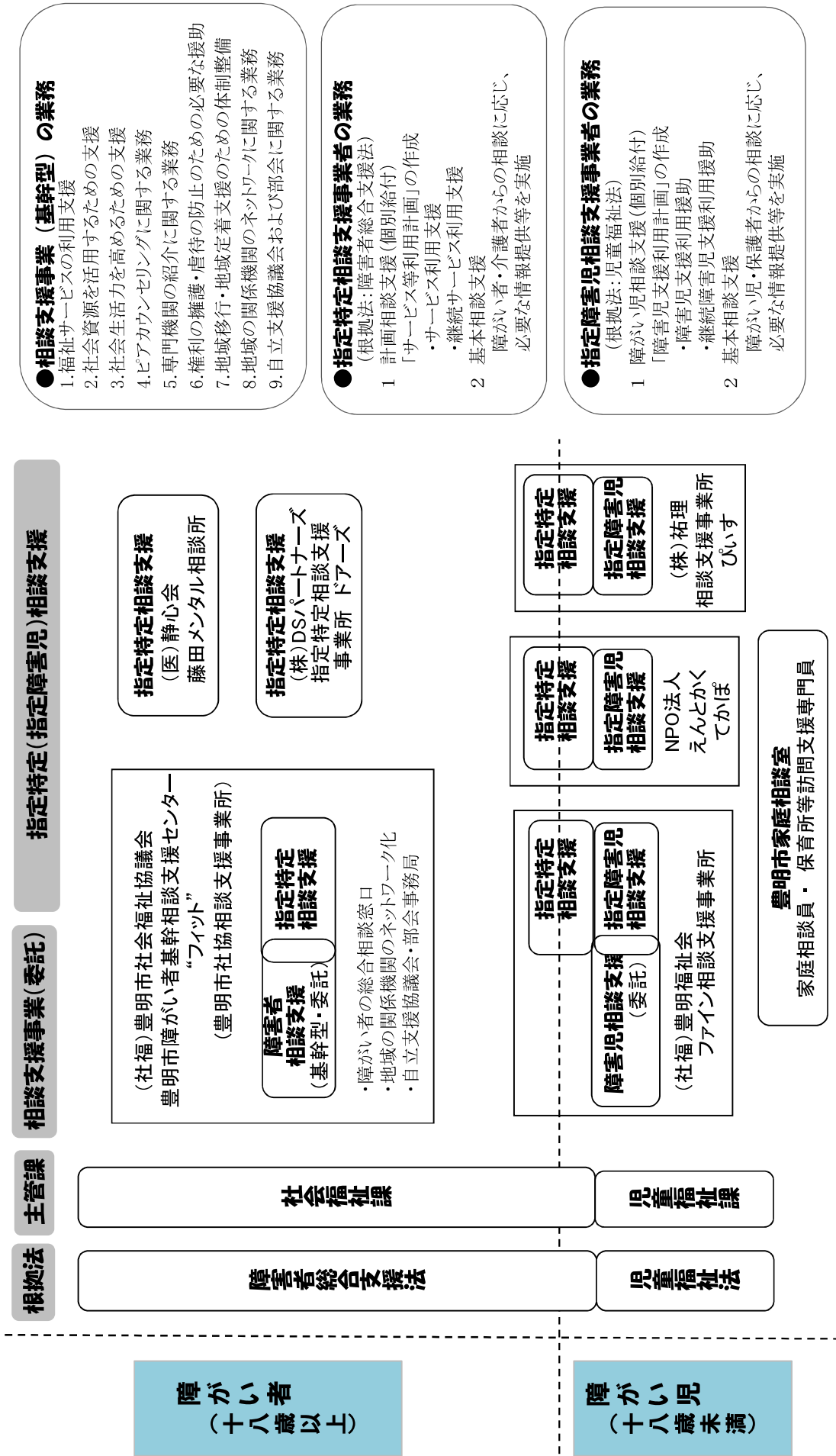
議題3 豊明市第3次障害者福祉計画・第5期障害福祉計画・第1期
障害児福祉計画について

議題4 障害者差別の解消について

3 その他

障がい者相談支援事業の実績について

豊明市障がい者（児）相談支援事業（平成29年度） 実施体制



障がい者
（十八歳以上）

障がい児
（十八歳未満）

●相談支援事業（基幹型）の業務

1. 福祉サービスの利用支援
2. 社会資源を活用するための支援
3. 社会生活力を高めるための支援
4. ピアカウンセリングに関する業務
5. 専門機関の紹介に関する業務
6. 権利の擁護・虐待の防止のための必要な援助
7. 地域移行・地域定着支援のための体制整備
8. 地域の関係機関のネットワークに関する業務
9. 自立支援協議会および部会に関する業務

●指定特定相談支援事業者の業務

- （根拠法：障害者総合支援法）
- 1 「計画相談支援（個別給付）」の作成
 - ・サービス等利用計画
 - ・継続サービス利用支援
 - 2 基本相談支援
 - 障がい者・介護者からの相談に応じ、必要な情報提供等を実施

●指定障害児相談支援事業者の業務

- （根拠法：児童福祉法）
- 1 障がい児相談支援（個別給付）
 - 「障害児支援利用計画」の作成
 - ・障害児支援利用援助
 - ・継続障害児支援利用援助
 - 2 基本相談支援
 - 障がい児・保護者からの相談に応じ、必要な情報提供等を実施

豊明市障がい者基幹相談支援センターフィット 実績報告

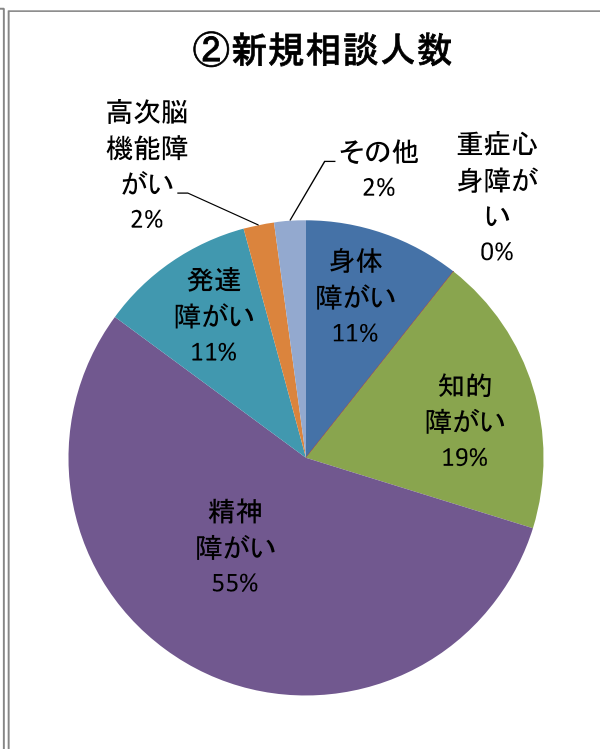
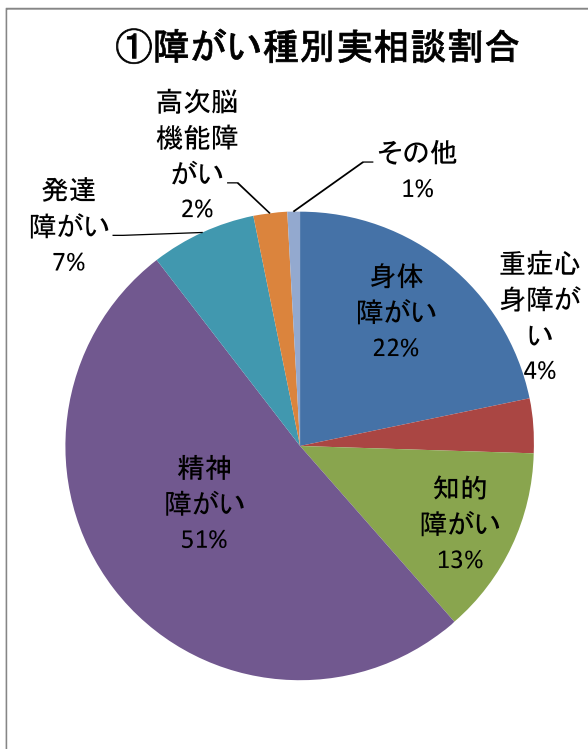
1 平成29年度 障がい種別支援実人数 (平成29年4月～平成29年12月分)

①実相談人数

	身体障がい	重症心身障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	高次脳機能障がい	その他	合計
合計	75	13	45	176	25	8	3	345

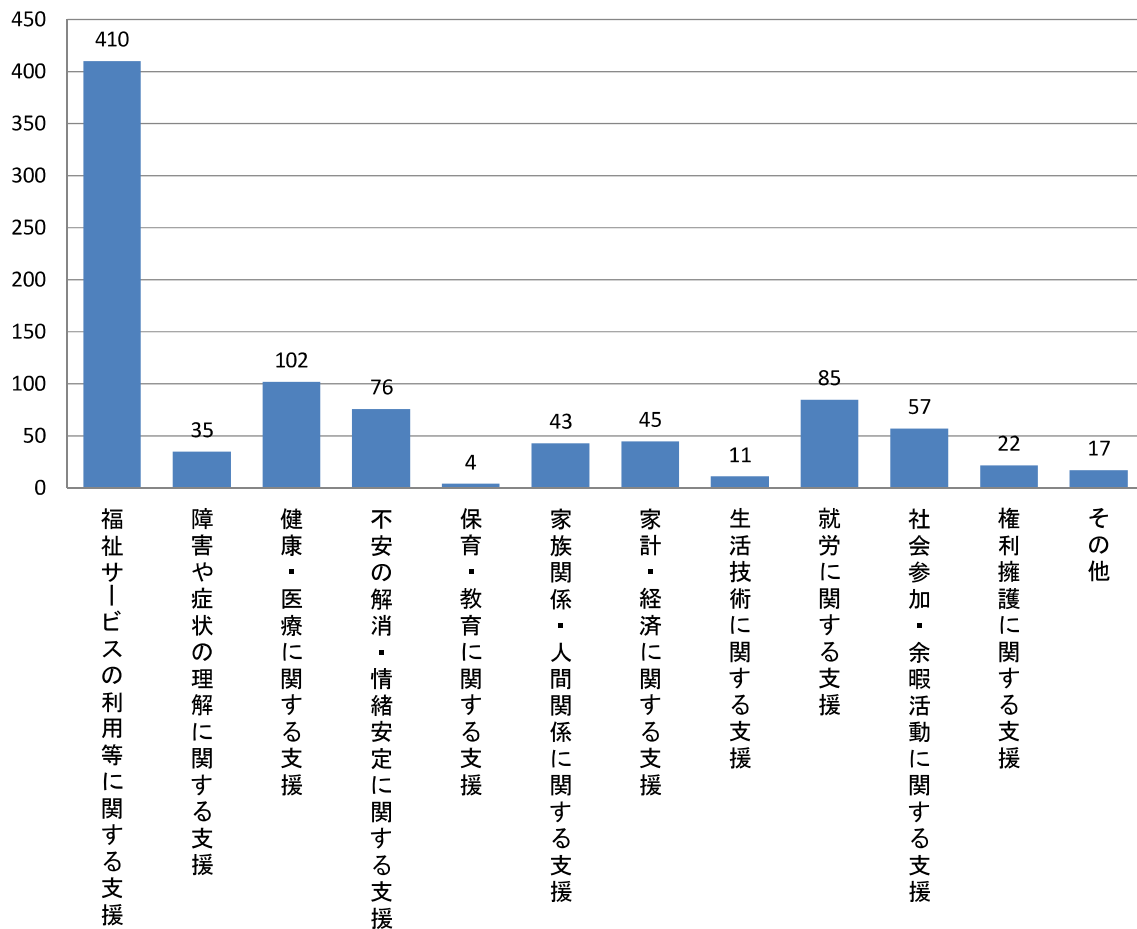
②新規相談人数

	身体障がい	重症心身障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	高次脳機能障がい	その他	合計
合計	5	0	9	26	5	1	1	47



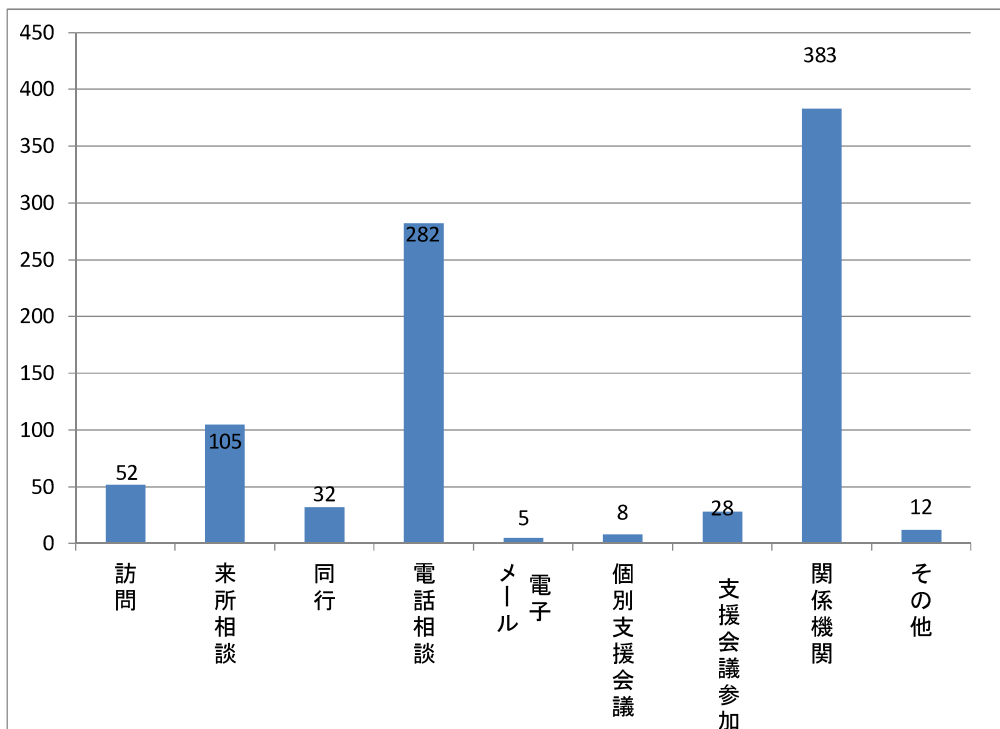
2 支援内容別相談支援件数(一般相談) (平成29年4月～平成29年12月分)

月	福祉サービスの利用等に関する支援	障害や症状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	合計
4月	36	3	14	17	0	2	2	1	12	14	7	5	113
5月	72	3	15	23	2	2	11	3	10	1	3	0	145
6月	59	1	2	4	0	10	2	1	3	2	2	1	87
7月	43	4	8	8	0	4	5	2	17	17	0	3	111
8月	50	0	17	2	0	9	3	2	15	3	1	2	104
9月	50	14	10	4	2	5	2	0	12	4	1	4	108
10月	32	3	4	6	0	6	7	1	4	14	0	0	77
11月	11	3	0	2	0	4	2	1	7	0	0	1	31
12月	57	4	32	10	0	1	11	0	5	2	8	1	131
合計	410	35	102	76	4	43	45	11	85	57	22	17	907



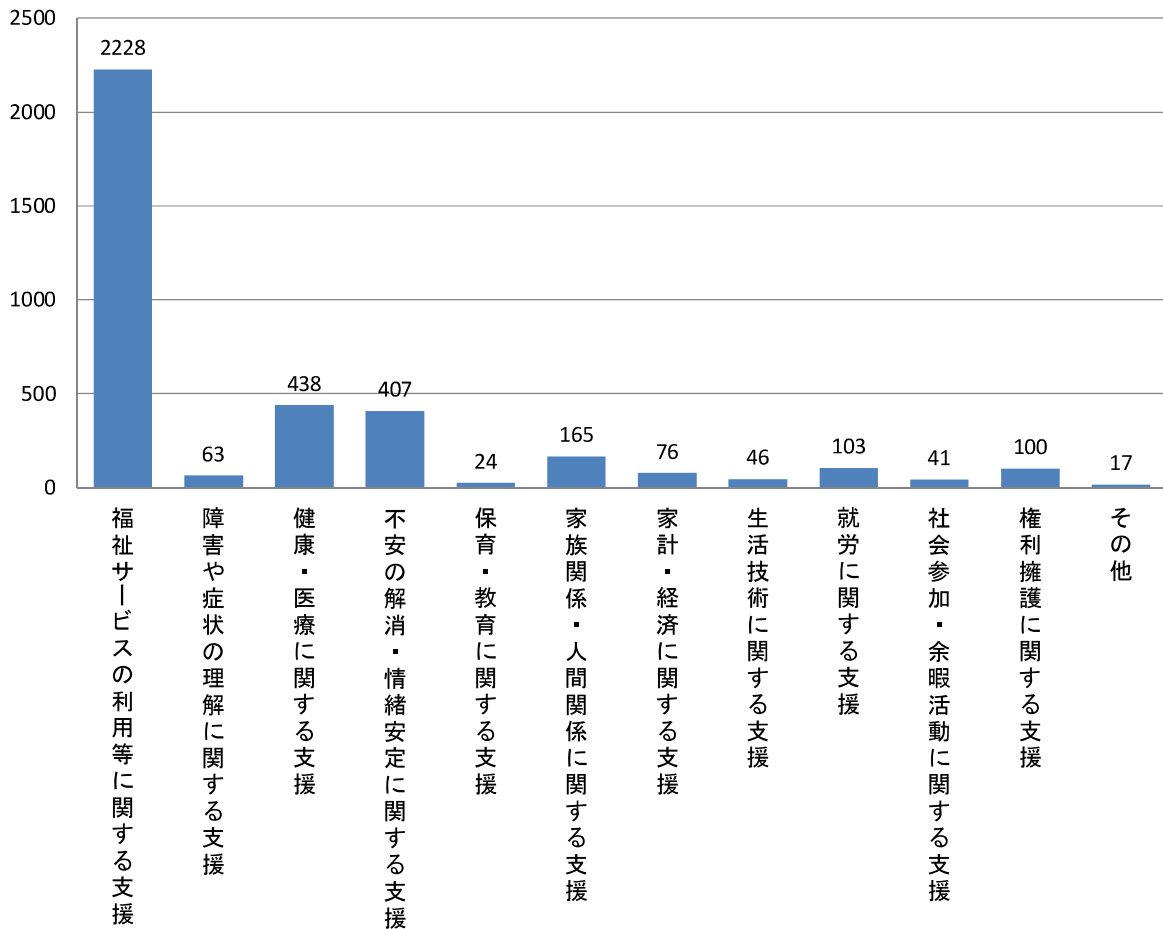
3 支援方法別相談支援件数(一般相談) (平成29年4月～平成29年12月分)

月	訪問	来所相談	同行	電話相談	電子メール	個別支援会議		関係機関	その他	合計
						主催	参加			
4月	5	12	5	34	0	0	4	50	3	113
5月	11	14	2	53	2	1	4	56	2	145
6月	4	17	1	23	0	0	3	38	1	87
7月	4	16	6	38	2	1	2	42	0	111
8月	4	9	3	25	1	3	3	56	0	104
9月	5	8	1	35	0	1	2	53	3	108
10月	3	8	7	25	0	1	4	29	0	77
11月	6	6	0	12	0	1	0	6	0	31
12月	10	15	7	37	0	0	6	53	3	131
合計	52	105	32	282	5	8	28	383	12	907



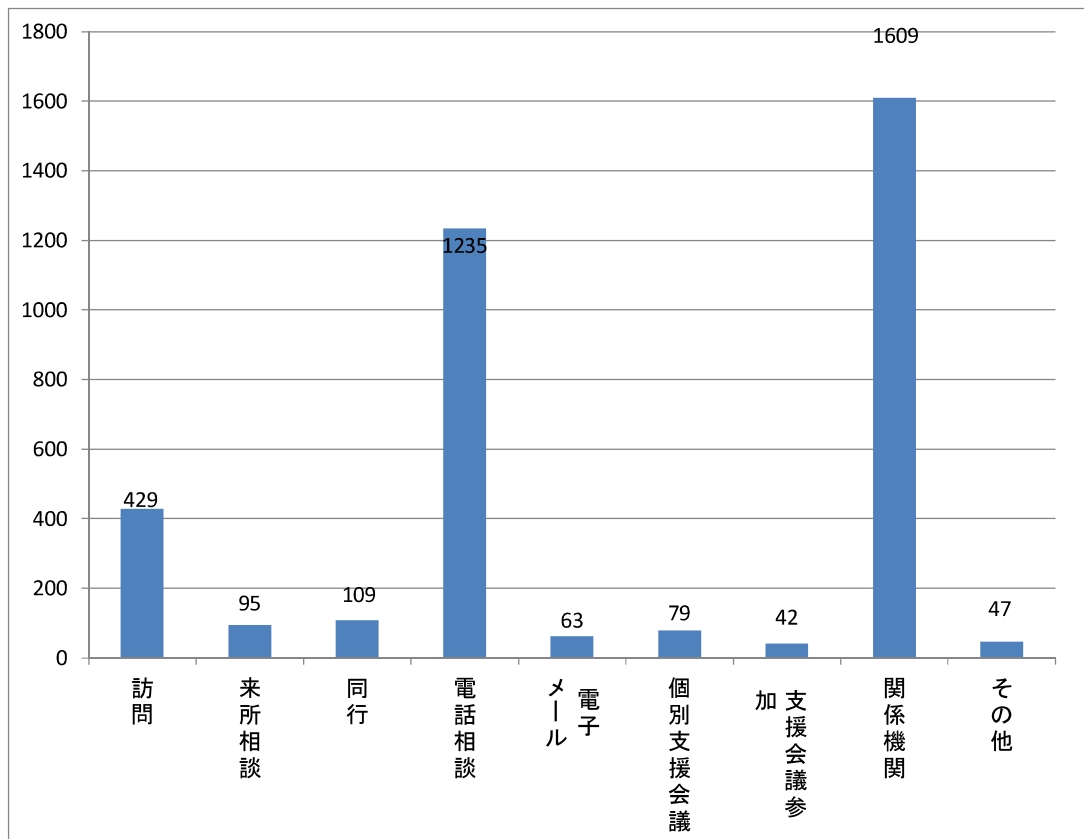
4 支援内容別相談支援件数(計画相談) (平成29年4月～平成29年12月分)

月	福祉サービスの利用等に関する支援	障害や症状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	合計
4月	331	12	43	39	1	25	12	13	29	3	1	5	514
5月	308	5	35	40	4	15	8	5	14	9	4	0	447
6月	313	4	47	99	5	25	12	2	11	8	48	3	577
7月	228	3	37	39	1	14	6	9	8	5	10	0	360
8月	254	8	58	59	2	11	13	3	27	4	14	4	457
9月	233	22	58	62	10	39	13	7	8	2	9	1	464
10月	216	2	77	29	0	12	1	4	4	3	13	3	364
11月	164	1	40	16	0	4	5	0	1	3	0	0	234
12月	181	6	43	24	1	20	6	3	1	4	1	1	291
合計	2228	63	438	407	24	165	76	46	103	41	100	17	3708



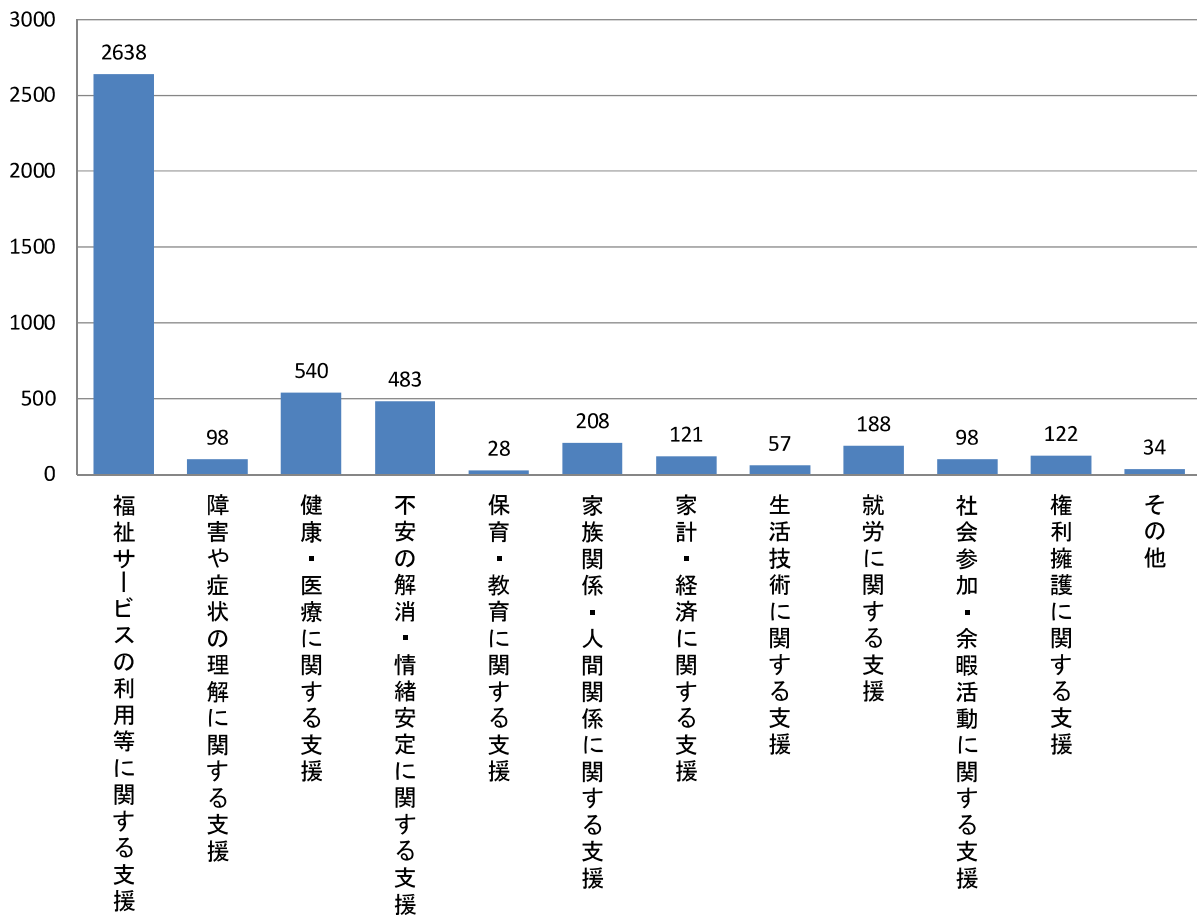
5 支援方法別相談支援件数(計画相談) (平成29年4月～平成29年12月分)

月	訪問	来所相談	同行	電話相談	電子メール	個別支援会議		関係機関	その他	合計
4月	58	10	15	157	10	15	7	227	15	514
5月	54	16	8	144	7	8	4	202	4	447
6月	75	18	16	193	5	8	12	246	4	577
7月	38	13	7	114	12	9	1	163	3	360
8月	48	10	10	145	15	11	2	210	6	457
9月	58	7	17	159	7	6	6	200	4	464
10月	32	8	12	128	2	7	3	172	0	364
11月	33	6	15	79	1	8	5	84	3	234
12月	33	7	9	116	4	7	2	105	8	291
合計	429	95	109	1235	63	79	42	1609	47	3708



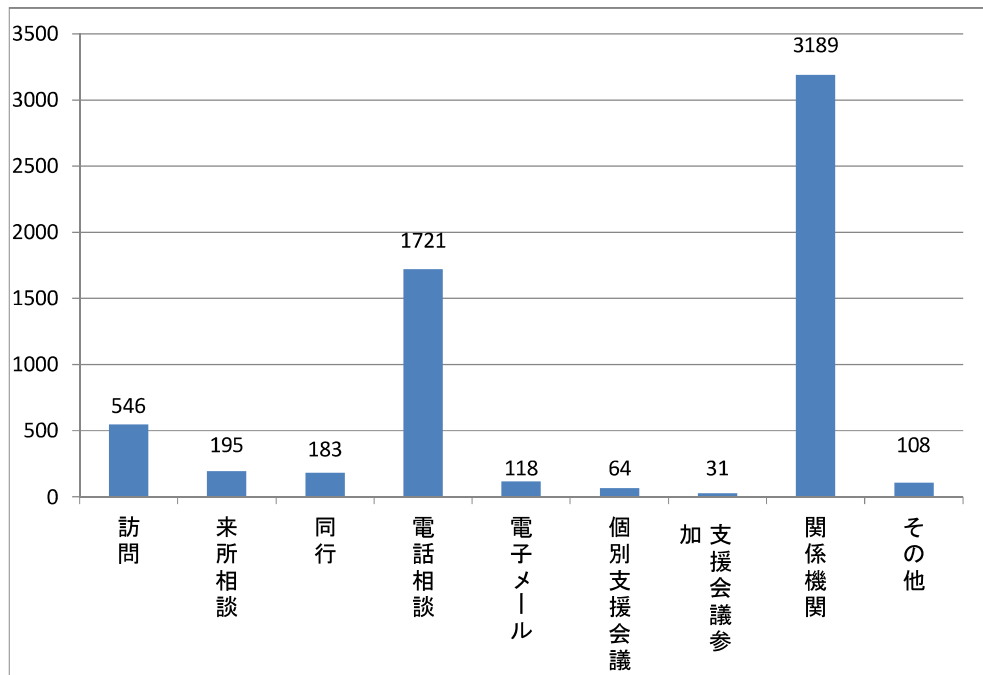
6 支援内容別相談支援件数 (平成29年4月～平成29年12月分) 合計(一般+計画相談)

月	福祉サービスの利用等に関する支援	障害や症状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	合計
4月	367	15	57	56	1	27	14	14	41	17	8	10	627
5月	380	8	50	63	6	17	19	8	24	10	7	0	592
6月	372	5	49	103	5	35	14	3	14	10	50	4	664
7月	271	7	45	47	1	18	11	11	25	22	10	3	471
8月	304	8	75	61	2	20	16	5	42	7	15	6	561
9月	283	36	68	66	12	44	15	7	20	6	10	5	572
10月	248	5	81	35	0	18	8	5	8	17	13	3	441
11月	175	4	40	18	0	8	7	1	8	3	0	1	265
12月	238	10	75	34	1	21	17	3	6	6	9	2	422
合計	2638	98	540	483	28	208	121	57	188	98	122	34	4615



7 支援方法別相談支援件数 (平成29年4月～平成29年12月分) 合計(一般+計画相談)

月	訪問	来所相談	同行	電話相談	電子メール	個別支援会議		関係機関	その他	合計
						主催	参加			
4月	63	22	20	191	10	15	11	277	18	627
5月	65	30	10	197	9	9	8	258	6	592
6月	79	35	17	216	5	8	15	284	5	664
7月	42	29	13	152	14	10	3	205	3	471
8月	52	19	13	170	16	14	5	266	6	561
9月	63	15	18	194	7	7	8	253	7	572
10月	35	16	19	153	2	8	7	201	0	441
11月	39	12	15	91	1	9	5	90	3	265
12月	43	22	16	153	4	7	8	158	11	422
合計	481	200	141	1517	68	87	70	1992	59	4615



8 第5回障がい福祉講演会実施報告

趣旨 障がいを持つ人が働くことや就労支援について考え、働き暮らす街のビジョンを共有することを目的とする。

1 開催日時:平成29年12月10日(日)14時00分～16時15分

2 開催場所:豊明市文化会館 ギャラリー1・2

3 テーマ :講演「寝たきりだけど社長をやっています」
パネルディスカッション「働くこととは」

4 講師:株式会社仙拓 佐藤仙務氏

パネルディスカッション

コーディネーター:尾張東部就業・生活支援センターアクト
松尾俊明氏

パネリスト:株式会社中西 中西 隆 氏

株式会社DSパートナーズ 田中賢二氏

社会福祉法人豊明福社会 佐藤 剛氏

株式会社エスプールプラス 岡本 暁氏

豊明市役所 健康福祉部社会福祉課 中村泰正氏

5 周知:広報とよあけ、社協HP、チラシ配布(市内及び近隣事業所、町内回覧、
民生委員、家族会等)

6 来場者数:75名

【まとめ】

多くの来場者があり当日は椅子を追加して対応した。参加者からは講師が重度の障がいを持ちながら社長として働いていることへの驚きがあると共に、これからの生活のエネルギーをもらったという感想が多くあった。パネルディスカッションでは、豊明市の考えと共に、市内で障がい者雇用を進めている企業や就労支援事業所の方の話を通して、障がい者就労について考える機会を作ることができた。

9 第6回ひまわり作品展 実施報告

目的 “アートでつながろう”をコンセプトに、作品のつながり、事業所のつながりや、地域とのつながりを作り、障がい理解の啓発に努める

協力 ○ひまわり作品展プロジェクトメンバーの皆さん
株式会社ALEILE
NPO法人くるみの会
社会福祉法人豊明福社会
NPO法人 夢ひろば
○豊明市美術協会
○市内在住の芸術家の皆さん
○刈谷紙業
(モザイクアート貼り付け用ダンボールの提供)

内容日時 平成29年12月8日(金)～12月10日(日)

応募対象者 豊明市在住もしくは市内福祉事業所を利用中の人

会場 豊明市文化会館 ギャラリー3・4
(株)コスモの家

展示内容 絵画、立体作品、共同作品など
作品総数 91点

備考 ○市制45周年を記念する企画として、市長も参加し、作品総数1000点を
つなぎ合わせた巨大モザイクアートの制作を行なった。
○アトラクション企画として、展示会場での楽器演奏やお茶の提供を行った。



モザイクアート完成セレモニーが第6回障がい者・児ひまわり作品展にて行われました。
セレモニーでは、999枚の絵を組み合わせて描かれたモザイクアートに、市長が1000枚目の絵をはめ込み、作品を完成させました。
市長は、「どの作品も個性と喜びがあふれている。モザイクアートは、『みんなでつなぐしあわせなまち』を表した作品であり、とても素晴らしい」と話しました。



12月8日 モザイクアート完成！

広報とよあけ 平成30年2月1日号

来場者数

日にち	文化会館会場 来場者数	コスモの家会場 来場者数	合 計
12月8日	83名	5名	88名
12月9日	81名	20名	101名
12月10日	72名	22名	94名
3日間合計	236名	47名	283名



アンケート結果

<文化会館会場> 回答数52

- ・開催期間について 丁度良い-85% 短い-15%
- ・お気に入りの作品について
モザイクアート-42% ペットボトルアート-15%
洞窟の中のこうもり-12% パステルカラーの積み木-8%
くるみの家- 13%

～感想～

- ・ゆったり鑑賞できてありがたく思います。こんな時間があることは大切だと思います。
- ・楽しかったまた行きたい。
- ・もう一度作品展に参加したい。
- ・いろんな作品の形があって面白かった。

<コスモの家会場> 回答数11

- ・開催期間について 丁度よい-91% 短い-9%

～感想～

- ・(演奏会に参加できて)贅沢な時間が過ごせました。2歳の娘も手拍子したり体を揺らしたり楽しそうでした。

ありがとうございました。

- ・トロンボーンが生演奏がすばらしかったです。木の空間とそこに展示作品が合っていました。
- ・個性ある素敵な作品ばかりで、とても良かったです。
- ・地域で作品展があるのはとても良いと思う。「見に行こうかな」という気持ちになる。
- ・和室と生け花がとてもよく合っていて素敵でした。

10 基幹相談支援センターフィットの活動報告と今後の課題について

1 活動報告

(1) 福祉サービスの利用援助に関する支援

被虐待者や対応困難ケースへの支援に対応を行った。また、指定特定相談支援事業所の相談担当者に対する支援により、課題の整理や支援者の役割確認を行い相談支援に対する助言を行った。

(2) 社会資源を活用するための支援・専門機関の紹介に関する業務

サービス利用を伴わない相談支援を(一般相談)行った。必要に応じ、医療機関や職業安定所などの専門機関を紹介し、同行支援等を行った。

(3) 社会生活力を高めるための支援

障がいのある人が集える地域のサロンとしてみなスマサロンをプロジェクトメンバーとともに開催した。延べ参加者数136名となり、地域での居場所を求めている方がいる。

(4) 当事者活動の支援について

発達障がい者の当事者会の運営を側面的に支援しており、メンバーの変動があるものの月1回の頻度で継続している。余暇とともに障がい特性や互いの経験談などを共有している会となり、ピアサポート的な場となりつつある。

(5) 権利の擁護及び虐待の防止のために必要な援助

- ・虐待通報窓口への相談件数は2件、内2件が虐待と認定された。虐待相談スキームに基づき、虐待防止センター(市役所社会福祉課)と連携を取りながら対応を行った。被虐待者へ再発防止のため継続的な支援をおこなっている。
- ・成年後見制度に関しても相談があり、制度の申請やすでに利用されている当事者・家族から相談も受けている。

(6) 地域の関係機関のネットワークについて

- ・情報通信技術(ICT)を使った、地域の医療福祉等の関係機関のネットワークシステムの利用を進めるため、平成29年4月20・21日にいきいき笑顔ネットワーク説明会を実施。22事業所33名の参加者があった。
- ・平成30年2月16日(金)に市内事業所の懇親会を開催予定している。毎年、懇親会を実施しており、支援者同士が顔の見える関係を作り地域のネットワーク化を推進している。

2 課題

- ・精神科医療機関へ長期入院されている方が、地域生活へ移行していくための支援(地域移行支援)の推進について、瀬戸保健所が中心となり尾張東部圏域で取り組んでいる。豊明市においてもこれを具現化していくため、対象者の実態調査などの取組が必要。
- ・災害時の障がい者支援について準備していく必要があるものの、地域で暮らしている障がいのある人の状況がつかめていない。可能な範囲からでも、現状の調査を行っていく必要がある。

平成29年度 豊明市障がい児支援の取り組み

障がい児支援については、1 相談支援体制の強化 2 関係機関連携体制の強化 3 療育支援部会による児童発達支援センター開設に関する検討 を中心に取り組みをすすめてきました。

相談支援体制の強化について

1 委託相談支援について

(1) 委託相談支援の個別支援実績

相談人数実績(実人数)

身体障がい	重症心身障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	高次脳機能	その他	合計
4	13	39	1	45	0	2	104

※H25年度:61名 H26年度:93名 H27年度:101名 H28年度:132名 H29年度:104名(12月末現在)

相談種別(延べ件数)

支援方法									
訪問	来所相談	同行	電話相談	電子メール	個別支援会議		関係機関	その他	合計
					主催	参加			
12	73	5	68	0	3	17	339	2	519

支援内容(延べ件数)

支援内容									
福祉サービスの利用等に関する支援	障害や症状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援
283	28	37	0	40	74	5	28	10	2
権利擁護に関する支援	その他	合計							
12	0	519							

※H25年度:623件 H26年度:1177件 H27年度:1146件 H28年度:924件 H29年度:519件(12月末現在)

(2) 委託相談支援の傾向

- 福祉サービスを利用する一人ひとりに指定障害児相談支援が行き届くようになり、計画作成とモニタリングによる継続支援が行われるようになってきています。それに伴い委託相談支援の個別支援実績は減少してきている。一方、新たに福祉サービスの利用をしたい方の相談や困難事例等で指定障害児相談支援とともに行う相談の割合が増えてきています。
- 重度心身障がい児対応や保育所等訪問支援を実施する福祉サービス事業所が新たに開設されたことに伴う、地域や個別支援の支援調整にあたりました。
- 指定障害児相談支援が円滑に実施されるよう、関係機関連携体制の強化に対しての取り組みが増加してきています。

2 障がい児相談支援連絡会について

(1) 今までの取り組み

当初の目的

- (1) 風通しの良い関係作り、ネットワークの構築
- (2) 現状の把握、過去の振り返りと評価、関係機関と情報共有
- (3) 豊明市の障害児相談の体制構築
(委託相談と障害児相談の役割、障害児相談のすすめ方、会議の位置づけ等)
- (4) 1年後、3年後、5年後のイメージ作り
- (5) 地域課題への取り組み(セルフプランの解消)

相談支援による計画作成率

	障害児通所支援受給者証発行	相談支援による計画作成	セルフプラン	相談支援による計画作成率
27年度末	115	20	95	17.4%
28年度末	123	93	30	75.6%
29年12月末	162	159	3	98.1%

- ・平成28年度から毎月1回開催することにより、当初の目的の(1)(2)(5)については達成、(3)(4)については療育支援部会による児童発達支援センター開設検討がすすんでいます。そのため、今後、新たな課題解決のための目的設定が必要となっています。
- ・連絡会の中で事例検討を実施することにより、他関係機関の役割理解、多角的なケースアセスメント、社会資源の把握等、円滑に障害児相談支援をすすめるために相談支援専門員に求められるスキルの不足が明らかになりました。

(2) 来年度の取り組みについて

来年度からの連絡会の目的

- (1) 相談支援の質の向上
- (2) 社会資源の把握(関係機関の役割を知る、地域を知る)
- (3) 法制度の動向

- ・上記目的を踏まえつつ、乳幼児期からのライフステージ毎における各関係機関の役割を学びながら、関係機関と事例検討等を行うとともに、担当課との連絡・報告の場としていきます。

関係機関連携体制の強化について

1 保育所等訪問支援に関する調整支援について

保育園・幼稚園・学校等に出張するスタイルの「保育所等訪問支援」市内に実施事業所ができたことにより、利用が徐々に増えてきています。

利用の増加に伴い、実施事業所と訪問先である保育園・幼稚園・学校等の関係機関間の相互理解と綿密な調整が必要となるため、サービス開始に関する取り決めを作成し、関係機関に運用への協力を依頼しました。

今後、個別ケース毎に丁寧に事業内容や利用目的等確認して進めていく必要があります。

2 障がい児多職種連携研修会について

障がい児を取り巻く環境は、障害児福祉サービス利用の増加、保護者のニーズの多様化と複雑化と大きく変化してきています。それに伴い、支援に当たる関係機関が多様化し、関係機関相互の役割理解と連携体制が欠かせないものとなってきています。

教育、保健、医療、障がい児福祉といった各分野における関係機関相互の役割理解を促すとともに、担当者同士の顔が見える関係をつくることにより、効果的かつ円滑な支援体制を整備していきます。

(1) 実施内容

① 対象機関

(障がい児福祉)

・障害児相談支援事業所 ・障害児通所支援事業所 ・どんぐり学園

(学校教育)

・学校支援室 ・市内小中学校特別支援学級コーディネーター

(保健・医療)

・東名古屋豊明市医師会内科小児科医療機関 ・かけはし ・健康推進課

・藤田保健衛生大学病院地域包括ケア中核センター ・訪問看護ステーション

② 開催日程及びテーマ

第1回 2月21日 「重症心身障がい児の支援について」 事例検討、関係機関の役割紹介

第2回 3月14日 「発達障がい児の支援について」 //

3 特別支援教育研修会について

特別支援コーディネーター等に放課後等デイサービスの療育の現場の取り組みを紹介し、相互理解による教育と福祉の連携支援体制強化をはかりました。来年度以降も継続実施していきます。

(1) 実施内容

① 対象者及び参加実績

市内小中学校 特別支援コーディネーター 特別支援学級教員 計22名

② 開催日程及びテーマ

7月26日 講義「障がい児福祉サービスについて」、放課後等デイサービス現場見学

※ 見学先は、児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型の「てかぼ」「ぴいす」

4 障がいのある児童の進路に関する説明会について

昨年度より開催している進路説明会について、今年度より市主催とするとともに県内各特別支援学校及び市内中学校の特別支援学級在籍の保護者も参加を呼びかけることとしました。

今後、平成30年度開設される大府もちのき特別支援学校とも連携しつつ、来年度以降も継続実施していき、保護者にとって、今後の目標設定や将来のビジョン設定に役立てられる説明会としていきます。

(1) 実施内容

① 対象者及び参加実績

保護者等	43名
関係者	11名
福祉就労事業所・企業	13名

② 開催日程及びテーマ

6月8日

講義「三好特別支援学校で行われている進路指導」

市内の福祉就労事業所及び障がい者雇用をしている企業企業の取り組み紹介

各部会報告について

29年度 豊明市障害者地域自立支援協議会

個別の課題解決・抽出

担当者会議

- ・月1回開催(内年4回は事業所の代表者を併せて開催)
 - ・地域課題の共有
 - ・相談支援状況の確認
 - ・困難事例の対応
 - ・関係機関との連絡調整
- メンバー
フィット、社会福祉課・児童福祉課、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所

報告

個別支援会議

- ・個別事例から地域課題の把握
- ・随時又はサービスマン担当者会議として開催
- ・個別事例にあわせ参加者を招集
- ・関係者間の支援目標の共有・役割分担

提案

地域自立支援協議会

- ・年1・2回開催
- ・地域課題の共有・提言
- ・専門部会設置に関する検討
- ・地域課題解決のための協力体制の構築

運営調整会議

- ・年4回開催
 - ・専門部会・自立支援協議会の議題・内容の検討
- メンバー
・相談支援アドバイザー
・フィット
・社会福祉課・児童福祉課
・各専門部会長 など

運営の相談

地域課題の共有・解決

報告

報告

専門部会

- ◆ 療育支援部会
 - ◆ そだつ部会
 - ◆ 地域生活支援部会
(緊急時シヨーステイPT、みなスマPT、相談支援PT)
- ※働くを考える会(仮称)準備会

- 協議会が指定する
事項の調査・研究
- 地域課題の具体的解決
方針の検討

そだつ部会 報告

豊明市障害者地域自立支援協議会の部会として、共通の課題である人材育成・確保について取り組んでいくため、初任・中堅・管理者のキャリア別「研修会」と「福祉のお仕事見学会」、人材確保を主目的とした「ふくしの事業所説明会」を企画・開催した。

1 研修会

(1)趣旨

事業所職員全体の資質向上と、離職予防に役立てるため、実際に学びたいと感じている身近なテーマをもとに研修会を開催する。事業所職員が実行委員として企画に携わることで自身のモチベーションも維持していく。

(2)今年度の研修会

	月日/場所	テーマ	講師・内容	参加者
1回	7月22日(土) 15:00~17:00 総合福祉会館	「いまの職場で長く働くために」 ～知っておきたい労務関係のお話～	・福田雅彦氏 講義 株式会社ジョイフルハーツ 相談役	10名 実行委員4名
2回	3月3日(土) 10:00~12:00 総合福祉会館	「中堅職員のいろいろな悩みを分かち合おう」	講師 - 最終調整中 内容 - 中堅職員としての、後輩に対する指導育成やマネジメント技術について	20名 実行委員5名
3回	3月9日(金) または 3月16日(金) 15:00~17:00 総合福祉会館	「市内福祉事業所管理者交流会」	アトラクション企画 マジックから学ぶコミュニケーションテクニック(予定) 内容 アトラクション企画の実施と管理者同士の情報交換会	15名 実行委員2名

(3)今年度工夫した主なことから

- ・キャリアごとの研修を企画し、就業年数が同じくらいの職員同士の“ヨコ”のつながりを作り、共感性や離職予防につながるよう実施した。
- ・研修ターゲットの職員の皆さまがどのような研修企画なら参加してみたいと思うかなどの生の声を把握するため、事前アンケート調査を実施し、その声を元に研修カリキュラムを立てた。

(4)効果

- ・初任研修では、労務関連のお話にとらわれず、仕事のモチベーションを保つ方法等の講義やワークもあり、普段耳にすることが少ないお話が聴けてとてもよかったという感想が多数あった。
- ・研修会後は、交流会の企画も実施し、参加メンバーの半数が交流会にも出席。場所を移しての交流会となって、日常業務の悩み、葛藤を共有する時間を持つことができた。
アンケートでも、研修会+交流会を経て、「いま目の前にある仕事を精一杯やろう」という気持ちになったという感想も挙がっている。

(5) 来年度について

・キャリアごとの研修を引き続き企画する

初任者-障害のある方の基礎知識が習得できる企画を検討する

中堅者-今年度のアンケートで虐待予防のための企画もやってほしいという意見が多数寄せられていたため、虐待防止研修企画を検討する

管理者-情報交換会+αの企画を検討する(具体的な内容は、今年度の管理者交流会を踏まえて計画)

2 福祉のお仕事見学会

(1) 趣旨

職員やボランティア、実習生などの人材確保につなげていけるよう、福祉の仕事に関心のある方に市内の事業所の仕事内容や職員について知ってもらうために見学会を開催する。受け入れ側の事業所職員は、自分の仕事について説明をしたり周知をしたりすることであらためて自分の仕事について考え、モチベーション維持に役立つ。

(2) 主な日程

月 日	出来事	主な内容	出席
6月23日(金)	第1回実行委員会	・過去の実績の共有 ・今年度の取り組み 目的、方針、開催日、内容、周知 ・対象者と見学先、日程の検討 ・当日の主な流れ確認	実行委員7名 事務局1名
7月25日(金)	第2回実行委員会	・見学事業所、日程を決定 ・広報先の分担 ・ミニ研修会、交流会の内容検討 ・役割分担	実行委員8名 事務局2名
8月中旬～	広報開始	・チラシ配布(公所、学校等) ・広報とよあけ ・ゆいまるクラブ ・facebook 等	
8月22日(火)	第3回実行委員会	・申し込み状況の確認 ・スケジュール、役割分担再確認 ・ミニ研修会、交流会について最終確認	実行委員8名
9月13日(水)	第4回実行委員	・申し込み状況の最終確認 ・当日の実行委員の動き、見学先での動き など最終確認	
9月25日(月)	見学会 (9時30分 ～12時45分)	総合福祉会館集合⇒ミニ研修会(南部公民館)⇒アレイル⇒第2てかぼ⇒ゆたか苑⇒総合福祉会館(解散)	参加者7名 (学生1、一般6) 実行委員8名 事務局2名 市1名 合計18名

(3)今年度工夫した主なことから

- ・主な対象者をふくしのお仕事に就きたい方、興味のある方に限定し、確実な人材確保となるよう公募を行なう。
- ・ハローワークや専門学校には直接お伺いして、見学会のPRを実施。
- ・障がい福祉サービスの基本的な内容や、福祉の仕事のやりがいについて現場の声をお伝えする「ミニ研修会」を見学会の中で開催。

(4)効果

- ・豊明市が街全体で福祉職をサポートしている街であることの評価をいただいた。
- ・ハローワークの福祉人材コーナー担当の職員や専門学校の先生の参加があった。
- ・アンケート結果から、実際に職場体験をしてみたい方が3名いらした。
- ・時間設定を半日したことは、参加者から好評を得た。

(5)来年度について(見学会終了後、振り返り会議より)

- ・若い世代にふくしの仕事を目指してもらえるよう、若い世代を中心にPR活動を行なう。
- ・大学や専門学校の講義等で豊明市の実践報告をする機会を作り、その後見学会を実施する流れを作る。
- ・雇用主や人事権のある立場の人に人材確保、人材育成、離職防止を検討してもらいたいという意見があった。
- ・事業所見学バスツアーは例年通り夏休みに実施。

3 ふくしの事業所説明会

(1)趣旨

- ①市内にある、より多くの事業所の仕事の内容を知っていただく機会の提供。
- ②事業所側は、事業所PRや個別相談を通して人材確保を行なう機会の提供。

(2) 主なスケジュール

月 日	出来事	主な内容	出席
6月23日(金)	第1回実行委員会	目的、方針、開催日、内容、対象者等の検討	実行委員7名 事務局1名
7月25日(金)	第2回実行委員会	内容の確定 広報活動スケジュールの確定	実行委員8名 事務局2名
9月13日(水)	第3回実行委員会	当日の動きと役割分担について	実行委員8名
10月5日(木)	第4回実行委員会	企画の趣旨、内容の再検討	
10月26日(木)	第5回実行委員会	チラシの最終確認、当日の役割分担の最終確認	

月 日	出来事	主な内容	出 席
11月18日(土)	説明会 (10時00分 ～12時00分)	<当日の参加事業所> ・社会福祉法人福田会 ・風ヘルパーステーション豊明 ・株式会社 ALEILE ・株式会社ニチイ学館 ニチイケアセンター豊明 ・社会福祉法人豊明福祉会 ・株式会社 DS パートナーズ ・NPO 法人 えんとかく ・社会福祉法人 豊明市社会福祉協議会 ・有限会社 こだち <構成> ・各事業所の事業所説明 ・個別相談ブースでの相談	参加者 - 5名

(3) 今年度工夫したこと主なことから

- ・昨年度のそだつ部会の反省や課題提起を経て、初の試みとしてふくしの事業所説明会を開催。
- ・個別ブース化できるように、パーテーションで仕切りをして、各自で相談がしやすいように個別空間を確保した。
- ・求人募集をしている事業所を優先的に事業所PRをしていただいた。
- ・より多くの来場者に来ていただけるように、県内の福祉系大学や専門学校へのチラシ配布に加え、部会長の働きかけもあり、豊明まつりでのチラシ配布が実現できた。

(4) 来年度について

- ・開催の結果、来場者が5名に留まってしまい、求人に応募された方も0名となった。今年度の反省・課題を踏まえ、若い年齢の方々(専門学校生や大学生)に来場していただけるように、PR方法の見直しを行い、若年層の人材確保を目指す。
- ・今年度よりも広く周知活動を行なうため、広告への掲載や大学、専門学校の講義の時間を少し頂き、そだつ部会の取り組み紹介や事業所説明会の開催案内を紹介する。
- ・名古屋南ハローワークと蜜に連携し、事業所説明会の企画・運営の検討を進めていく。

1 部会の趣旨

第4期豊明市障害福祉計画の成果目標の一つとして、平成29年度末までに「地域生活支援拠点」を整備することとなっている。このため、当事者や家族会・地域の関係者を交えて、国の示している地域生活支援拠点のモデルを参考に協議し、現状把握と評価・課題の整理を行った。

また、昨年度に引き続き、緊急時に備えた支援体制を確保するための「緊急時ショートステイプロジェクト」と、地域での障がい理解促進と障がい当事者の居場所不足の課題を解決するための「みなスマプロジェクト」の2つのプロジェクトチーム活動を行った。

2 今年度の活動

(1) 第1回 部会

日 時 平成29年6月22日(木) 10時～12時

出席者 13名

内 容 1 前年度からのプロジェクトの状況報告
2 本年度の部会運営の目標と計画確認

障がいのある人に対する支援は市内に点在している。点を線でつなぎ、生活していく上で困ったときにどうしたらいいのかわかるようなフローを作っていたらどうか。また、障がい者福祉計画策定のため市が実施するアンケートの結果を基に緊急時ショートステイの体制整備に向けて取り組んでいく。

(2) 第2回 部会

日 時 平成29年9月4日(火) 10時～12時

出席者 13名

内 容 1 緊急時ショートステイプロジェクト

- ・緊急時の支援体制についてフローの案を基に確認し、部会員より意見を頂く。
- ・名古屋市の例(自立体験室)について情報共有する。

2 みなスマサロンの実施報告を行い、ボランティア養成のために先行事例の視察として阿久比町へ行くことを検討する。

(3) 第3回 部会

日 時 平成29年11月6日(月) 13時30分～15時

出席者 12名

内 容 1 社会福祉課よりヘルプカード推進事業・心のバリアフリー事業について説明。
2 地域生活拠点整備の現状確認と課題の整理。部会の役割と今年度の活動目標について確認。
3 アンケートについて口頭報告。

(4) 第4回 部会

日 時 平成29年12月11日(月)13時30分～15時30分

出席者 10名

検討内容 1 本年7月に国からの指針が示され、拠点整備は市の責任で行うため、部会で取り組むことは、現状確認と課題の整理・提言をまとめることであると確認。
2 拠点整備の現状と課題整理表を確認しまとめる。

(5) 各プロジェクトの進捗状況

- ・緊急時ショートステイプロジェクトでは、課題に対する提言をまとめた。

(別紙1 「地域生活支援拠点についての提言」)

- ・みなスマプロジェクトでは、今年度から月2回サロンを開催した。

(別紙2 「みなスマ」案内チラシ)

次年度は開催場所をEgao家へ統合し月2回開催。参加者と共に企画運営を行い、ボランティア養成も行っていく。

3 まとめ

平成27年度より、地域生活支援拠点の整備に向け取り組んできた。アンケートに基づき地域課題を確認し、優先課題を緊急時ショートステイと居場所・地域住民の理解啓発(みなスマプロジェクト)の2点として、それぞれプロジェクトチームで取り組んできた。緊急時ショートステイプロジェクトでは現状の整理と対策の検討を行い、部会へ報告した。みなスマプロジェクトは29年度よりサロン開催に至り、今後は当事者やボランティアと共に継続していくこととなった。また本年度の部会では、地域の現状を確認し地域課題と提言をまとめることができた。

次年度は、地域生活拠点に求められる機能について当部会内で再評価を行いながら、課題解決に向けた取組について引き続き検討していく。

【地域生活支援部会 作成】

地域生活支援拠点についての提言

1 目的 障がい児・者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害にも対応できる専門性を有し、地域生活での緊急事態にも対応を図る。

2 具体的には 1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用により、地域生活の安心感を担保する。
2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホームや一人暮らし等へ、生活の場の移行を支援する体制整備。

3 地域生活支援拠点に必要な機能等

	国の示す機能について	豊明市の現状	評価	課題	期間	優先順位
①相談	<p>基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネート者を配置し、緊急時に支援が必要な世帯を把握・登録し、緊急時に必要な相談支援を行う。</p>	<p>基幹相談支援センター 豊明市障がい者相談支援センターフィット 委託相談支援事業 ファイン相談支援事業所 特定相談支援事業 6ヶ所 豊明市社協相談支援事業所、ファイン相談支援事業所、藤田メンタル相談所、てかほ、ドアーズ、びいす 地域定着支援 ファイン相談支援事業所 コーディネートなし 緊急事態の把握はなく、個別に緊急の相談を受け対応している。 各相談支援事業所は計画相談支援に忙殺されており、サービス利用以外の相談(基本相談)を充実させる物理的な余裕がない。</p>	<p>相談支援所数はあるものの、緊急時に支援が(365日24時間)は取れない。 ★★★☆☆</p>	<p>平成30年度に、相談支援専門員を中心に地域生活拠点の機能を深め、相談対応できるようにしていく取組を基幹相談支援センターを中心に行う。 ・委託相談を増やし相談人員の補強し、緊急時支援の必要な世帯の把握・登録を進めていく。 ・精神障がいのある人が夜間不安になることがあるため夜間帯にメンタル的サポートが受けられる体制が必要。 ・相談窓口の明確化と周知。 ・長期入院患者の把握と地域移行体制の整備。</p>	1年	1
②緊急時の受入・対応	<p>短期入所を活用した常時の緊急受け入れ体制。 ・状態変化等の緊急時に医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。</p>	<p>ゆたか苑で、受け入れできる体制がある。しかし、知的・精神障がい重度の人の対応が難しいこともある。 ・慣れない施設での短期入所利用は難しい人がある。 ・医療機関への連絡は、支援チームで個別に対応している。 ・医療的ケアが必要な人は、市外の事業所や医療機関を頼らざるえない。 ・医療的ケアについては、老人保健施設へ短期入所指定の依頼を検討している。 ・知的障がい重度の人は、個別に市外の利用できる施設を探している。</p>	<p>短期入所の場合は確保されているものの、利用が難しい方も残されている。 ★★★★☆</p>	<p>・医療的ケアや重度知的障がいに対応できる受け入れ先の確保。 ・緊急時に馴染みの支援者と過ごすことができるように、日中活動系事業所で短期間お泊りしていけるような豊明市独自の制度を望む。 ・児童の緊急時ショートステイできる体制整備。</p>	3年	3
③体験の機会・場	<p>地域移行支援や親元からの自立等に当たって、グループホーム等の利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。</p>	<p>らくらく、なごむ、つどう、グループホーム豊明の3ヶ所のグループホームは、精神障がいのある人が地域生活に向けた訓練の場となっている。 ・みさき館、井ノ花ホームは知的障がいのある人が地域で暮らすグループホームとなっている。 ・親元からの自立に向けて、①体験の機会として、一人暮らしに必要なことの評価や訓練を目的にヘルパー支援を受けることはできる。②宿泊体験などの場はない。 ・みなスマサロンが家から出て地域住民と関わる体験の場となっている。</p>	<p>精神障がいのある人が退院後に地域生活に向けて訓練する場としてグループホームが機能している。 ・親元からの自立や地域移行に向けての体験の場は未整備。 ・グループホームの増加を望む声がある反面、家族での生活を継続していきたいという要望もある。 ★★★★☆</p>	<p>・同居の家族から離れて過ごし、一人暮らし体験ができる場所があるといい。その際に、馴染みの支援者と泊まることでできる豊明市独自の制度を作る。(児童でも同様に親と離れて過ごす練習ができるといい) ・グループホームの利用希望があり、現状不足している。</p>	3年	2
④専門的人材の確保・養成	<p>医療ケアが必要な人や行動障がい者、高齢者に伴い、重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。</p>	<p>身体障がいはいゆたか苑、知的障がいはいほ、精神障がいはいほ、こころケアセンターと3障がいそれぞれに対応できる中核的な施設がある。 ・医療ケア等の専門的対応については、医療機関や訪問看護、訪問リハ等と連携を行っている。いきいき美濃ネットワーク(情報共有ツールも活用)で連携している。 ・地域の事業所の人員不足があり、人材確保・定着に向けそぞつ部会で取り組んでいる。</p>	<p>3障がいへ対応できる中核施設がある。 ・医療ケアが必要な人に対しては、専門機関と連携を取り対応している。 ・自立支援協議会のそぞつ部会が人材育成の機会となっている。 ★★★★☆</p>	<p>専門性確保の取組として、そぞつ部会での研修機会の強化が必要。 ・ヘルパーやボランティア養成の必要がある。(当事者にも参加していただき、障がい特性理解を行うなど。)</p>	1年	3
⑤地域の体制づくり	<p>基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業、一般相談支援等を活用してコーディネート者を配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能</p>	<p>フィットが地域の連携体制構築に向け取り組んでいる。 ・地域にある個々のニーズ(課題)を抽出するため、相談支援事業担当者会議を毎月1回開催している。 ・地域生活支援拠点の整備に向けて、地域生活支援部会で検討している。</p>	<p>拠点整備に向けての検討の場がある。 ★★★★☆</p>	<p>・地域生活支援拠点機能の定期的な評価について、同部会でどのような取組を行うか検討が必要。</p>	継続	4

みなスマ

4月13日より
始まります

みんなスマイルになれるサロンを始めていきます！

豊明市の障がいのある方たちが、気軽に集える居場所づくりを目指しサロンを開催していきます！障がいや病気をお持ちの方・その家族、みなスマに興味のある方、みなさまのお越しをお待ちしております！！

場所

Egao家/えがおや

豊明市三崎町高鴨 11-6
お車でお越しの方はピアゴの
平面駐車場をお使いください。

フ千びいす

豊明市新栄町 2-328
駐車場あり (2台)

マーメイドカフェ

豊明市菅掛町中川 81-2
駐車場有

manon/喫茶マノン

豊明市前後町大代 1605-44
お店の前に駐車場あり (4台)

みなスマは
ボランティアさんを
大募集中！！
まずは事務局へ
ご連絡下さい。

参加費

- | | | | |
|---------|------------|------------|-------|
| ① Egao家 | 200円 (お茶代) | ③ マーメイドカフェ | 250円～ |
| ② manon | 400円～ | ④ フ千びいす | 400円～ |

※②～④は喫茶メニューより注文してください

☆年間の開催予定は、裏面を見てください☆

豊明市障害者地域自立支援協議会 地域生活支援部会 みなスマプロジェクト
事務局：障がい者基幹相談支援センター フィット (担当：森、大場)
TEL：0562-91-1760 / FAX：0562-91-1761

平成29年度 みなスマ予定表

日程	時間	場所	内容
4月13日 (木)	13:30~15:30	Egao家	お花見
4月24日 (月)	14:00~16:00	Egao家	ホットケーキ作り
5月11日 (木)	13:30~15:30	Egao家	工作活動
5月27日 (土)	10:00~12:00	フキびいす	茶話会
6月8日 (木)	13:30~15:30	Egao家	みんなの気分転換法
6月24日 (土)	13:30~15:30	喫茶マン	茶話会
7月13日 (木)	13:30~15:30	Egao家	カキ氷
7月22日 (土)	10:00~12:00	マーメイドカフェ	恋愛について語ろう&交流会
8月10日 (木)	13:30~15:30	Egao家	フキ夏祭り
8月26日 (土)	10:00~12:00	フキびいす	茶話会
9月14日 (木)	13:30~15:30	Egao家	ハロウィーン準備
9月30日 (土)	13:30~15:30	喫茶マン	茶話会
10月12日 (木)	13:30~15:30	Egao家	ハロウィーンパーティー
10月21日 (土)	10:00~12:00	マーメイドカフェ	ハロウィーンパーティー
11月9日 (木)	13:30~15:30	Egao家	クリスマス会準備
11月25日 (土)	10:00~12:00	フキびいす	恋愛について語ろう&交流会
12月14日 (木)	13:30~15:30	Egao家	クリスマスパーティー
12月23日 (土)	10:00~12:00	Egao家	クリスマスパーティー
1月11日 (木)	13:30~15:30	Egao家	餅つき大会
1月27日 (土)	13:30~15:30	喫茶マン	茶話会
2月8日 (木)	13:30~15:30	Egao家	バレンタインパーティー
2月24日 (土)	10:00~12:00	マーメイドカフェ	茶話会
3月8日 (木)	13:30~15:30	Egao家	来年みなスマでやりたいことを話そう
3月24日 (土)	10:00~12:00	フキびいす	茶話会

療育支援部会 報告

平成28年度障害者総合支援法及び児童福祉法改正により、障害児福祉計画策定が義務となり、その成果目標の一つに「平成32年度までの市町村単位での児童発達支援センター開設を基本とする」との項目が盛り込まれることとなりました。

こうした国の動きを受けて、療育支援部会で豊明市児童発達支援センター開設についての具体的な検討を行うこととなりました。

1 今年度の部会開催

開催日程	主な内容
10月13日	趣旨の確認 豊明市の障がい児及び障がい児支援に関する現状共有 児童発達支援センターについての確認
11月22日	日進市こども課からの聴き取り 日進市子ども発達支援センターすくすく園視察
1月15日	大府市子育て支援課からの聴き取り 大府市発達支援センターおひさま視察
2・3月予定	豊明市児童発達支援センター開設に関する方針

2 今後の予定

日進市、大府市の状況を整理、豊明市の現状を踏まえたうえで、豊明市児童発達支援センター開設に関する方針を示した報告書を作成していきます。なお、豊明市児童発達支援センターの開設については、今年度策定の第1期豊明市障害児福祉計画にも明記されています。

30年度 豊明市障がい者地域自立支援協議会(案)

個別課題の解決・抽出

担当者会議

- ・月1回開催
 - ・**地域課題の共有**
 - ・相談支援状況の確認
 - ・困難事例の対応
 - ・関係機関との連絡調整
- メンバー
 フイット、社会福祉課・児童福祉課、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所

報告

個別支援会議

- ・個別事例から**地域課題の抽出**
- ・**随時又はサービスマン担当者会議として開催**
- ・個別事例にあわせ参加者を招集
- ・関係者間の支援目標の共有・役割分担

提案

地域自立支援協議会

- ・年2回開催
- ・地域課題の共有・提言
- ・専門部会設置に関する検討
- ・地域課題解決のための協力体制の構築

運営調整会議

- ・年4回開催
 - ・**地域課題の整理**
 - ・専門部会・自立支援協議会の議題・内容の検討
- メンバー
 ・相談支援アドバイザー
 ・フイット
 ・社会福祉課・児童福祉課
 ・各専門部会長 など

運営の相談

地域課題の共有・解決

報告

報告

専門部会

- ◆ 療育支援部会
- ◆ そだつ部会
- ◆ 地域生活支援部会

(緊急時ショートステイPT、みなスマPT)

- 協議会が指定する
 事項の調査・研究
- 地域課題の具体的解決
 方針の検討

**豊明市第3次障害者福祉計画・第5期障害福祉計画・
第1期障害児福祉計画について**

第3次豊明市障害者福祉計画 第5期豊明市障害福祉計画 第1期豊明市障害児福祉計画

概要版

2018 (平成30) 年3月
豊明市

1 計画の基本事項

計画の位置づけ

本計画は、「第3次豊明市障害者福祉計画」「第5期豊明市障害福祉計画」及び「第1期豊明市障害児福祉計画」の3計画を一体的に策定したものです。それぞれの根拠法及び位置づけは次のとおりです。

第3次豊明市障害者福祉計画【豊明市の障害者福祉施策の基本的な理念と取組の方針を明らかにしたもの】…障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画

第5期豊明市障害福祉計画・第1期豊明市障害児福祉計画【豊明市の障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の充実と支援体制の計画的な整備の方向性を示したもの】…障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び改正児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」

計画の期間

「第3次豊明市障害者福祉計画」、「第5期豊明市障害福祉計画」及び「第1期豊明市障害児福祉計画」の計画期間は次のとおりです。

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
第3次豊明市障害者福祉計画								
第5期豊明市障害福祉計画								
第1期豊明市障害児福祉計画								

本市におけるこれまでの障害者福祉施策の状況

障害者施策はこの10年間で大きく変化しています。障害者自立支援法の障害者総合支援法への改正や、障害者虐待防止法、障害者差別解消法、成年後見制度利用促進法等の整備など、障害福祉の課題と求められる対応はより幅広くなっています。豊明市においても、障がい児者に対する各種支援を大きく拡大してきました。障害福祉事業に民間のNPO法人や株式会社の参入が進み、各事業所が特色ある支援を行っています。

また、相談支援事業所が拡充され、相談できる体制が整いつつあります。その一方で、以下の課題について、早期に解決していくことが必要であると考えます。

- 障がい者の地域共生のため、障がい者が安心して社会へ参加できるように、市民の理解を促すこと。
- 障がい者が生きがいを持って生活できるよう、多様な活動の場や就労の場を確保すること。
- 障がいの重度化や介護者の高齢化に伴い、自立して生活する場を確保すること。(グループホーム等の整備)
- 関係機関が連携し、乳幼児から大人になるまで障がい児が切れ目なく支援を受けることができる体制を整えること。

基本理念

本市では、「第2次豊明市障害者福祉計画」において、『誰もがいきいきと暮らす福祉のまちをめざして』を基本理念として掲げ、障害者福祉施策を推進してきました。本計画においても、この考えを継承し、基本理念を定めます。



誰もがいきいきと暮らす 福祉のまちをめざして



基本目標と施策体系

基本目標	施策
基本目標1 「共生社会」実現に向けた意識づくり 障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生することができる社会をめざし、幅広く市民に対し啓発や広報を推進します。また、子どもや成人に対する障がい理解のための教育や学習機会を提供します。	1 子どもに対する教育・啓発の実施
	2 多様な障がいや特性への理解促進
	3 地域における交流・共生の促進
	4 合理的配慮の提供促進
基本目標2 地域における生活支援・生活環境づくり 各種支援サービスの充実と居住の場の確保、必要な情報の提供や総合的な相談支援体制の確保などを通じ、障がいのある人とその家族の暮らしを支援します。	1 サービス利用のための支援の充実
	2 障がい福祉サービス等の充実
	3 相談体制の充実
	4 総合的なサービス提供体制の整備
基本目標3 健やかに暮らせる保健・医療の充実 障がいの予防・軽減を図るための保健・医療サービスの充実を図るとともに、障がいのある人が健康づくりに取り組み、スムーズに医療を受けることができるよう、体制整備や経済的支援を進めます。	1 心の健康づくりの推進
	2 障がいのある人の健康管理への支援
	3 医療にかかる経済支援の実施
基本目標4 障がいのある子どもへの療育や支援の充実 障がいの早期発見・早期療育を進めるとともに、障がいのある子どもの能力と可能性を伸ばす保育・教育環境の整備を進めます。また、各種サービスの充実を図り、障がいのある子どもの適切な療育と成長を支援します。	1 障がいの早期発見・早期療育への支援
	2 小中学校における特別支援教育の実施
	3 障がい児への児童福祉サービスの充実
基本目標5 障がい者の雇用・就労・居場所づくりの促進 障がいのある人の適性と能力に応じて、福祉的就労や一般就労の機会の確保を図ります。また、障がいのある人が充実した生活を送ることができるよう、交流の機会やスポーツや生涯学習などの様々な活動に参加しやすい体制を整備します。	1 就労支援の充実
	2 日中の居場所づくりへの支援
	3 移動に関する支援の充実
基本目標6 安全・安心な暮らしの確保 障がいのある人の権利が守られ、安心して暮らせる環境づくりに努めます。また、災害・緊急時をはじめ生活における安心・安全の確保に取り組みます。	1 障がい者の権利を守る仕組みづくり
	2 防災・災害時対策の充実・強化

障害福祉サービスの確保策

- ・今後、重点的取組が必要なのは、グループホームの整備促進、短期入所（緊急時対応・医療対応含む）の整備促進、相談支援体制の充実です。家族の高齢化や核家族化といった家族形態の変化への対応として、グループホームの整備促進や短期入所の充足を進めていきます。また、必要なサービスを適切に利用でき、安心して生活できるよう、相談支援体制の充実を進めます。
- ・就労支援を充実させ、一般企業への就労や就労継続支援事業所での支援を受けての就労など、その人の能力を引き出し多様な支援が受けられるような体制を整備していきます。
- ・重度心身障がい児の短期入所や訪問系サービス利用ニーズは高いものの、元々のサービス提供事業所の少なさに加え、医療的ケアの対応困難さから容易に利用できない状況にあります。今後、県の施設整備計画等の状況を踏まえ検討していきます。

地域生活支援事業の確保策

- ・支援が必要な人に行き届くよう、相談支援事業の充実を引き続き図っていきます。
- ・成年後見制度の活用促進をするとともに、広く市民への制度周知を進めていきます。
- ・「移動支援事業」「日中一時支援事業」「日常生活用具給付事業」の利用について、サービスの質・量ともに対応できるよう、サービス事業所の確保と制度整備に努めていきます。
- ・「障害者差別解消法」が平成28年4月に施行され、障がい者への合理的配慮の一つとして意思疎通支援は一層重要な位置づけになります。また、地域での障がい理解促進のため、講演会開催等の取組を進めていきます。

障害福祉計画に係る成果目標

①施設入所者の地域生活移行者数

項目	目標数値	考え方
【目標】施設から地域生活への移行者数	4人	平成28年度の施設入所者(37人)のうち、平成32年度末までに地域生活に移行する人の目標値
平成28年度に対する割合	10.8%	
【目標】施設入所者の削減	1人	平成28年度時点から、平成32年度末時点における施設入所者の削減目標値
平成28年度に対する割合	2.8%	
平成32年度末時点の施設入所者	36人	平成32年度末の利用者数見込み

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標数値	考え方
【目標】保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	実施	平成32年度末の設置状況

③地域生活支援拠点等の整備

項目	目標数値	考え方
【目標】地域生活支援拠点等の整備	1か所	平成32年度末の整備目標か所数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標数値	考え方
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数	29人	平成32年度の目標値(平成28年度の一般就労への移行者の実績:19人)
平成28年度に対する割合	153%	
【目標】就労移行支援事業の利用者数	18人	平成32年度の目標値(平成28年度末時点の就労移行支援事業の利用者の実績:15人)
平成28年度に対する割合	120%	
【目標】就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合	50%以上	平成32年度の目標値
【目標】就労定着支援による職場定着率	80%	平成32年度の目標値

4 第1期豊明市障害児福祉計画

障害児へのサービスの確保策

- ・放課後等デイサービスなどの需要が高いサービスについては、特に量の充実とともに、適切な療育が図られるよう、質的な向上に向けてサービス事業所等との連携を強化します。
- ・医療的ケア児への対応が可能となるよう、コーディネーターの配置などにより支援体制を整備します。
- ・児童発達支援センターの設置により、障がいのある子どもやその保護者への総合的な支援体制を整備します。

障害児福祉計画に係る成果目標

① 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	目標数値	考え方
【目標】児童発達支援センターの設置	1か所	平成32年度の目標値
【目標】保育所等訪問支援を利用できる体制整備	実施	平成32年度の目標値
【目標】重症心身障害児を支援する事業所の確保		
児童発達支援事業所	1か所	平成32年度の目標値
放課後等デイサービス事業所	2か所	
【目標】保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	実施	平成30年度末の目標値



第3次豊明市障害者福祉計画・第5期豊明市障害福祉計画・第1期豊明市障害児福祉計画
 発行年月 平成30年3月
 発行 豊明市
 編集 豊明市 健康福祉部 社会福祉課・児童福祉課(子育て支援課)
 愛知県豊明市新田町子持松1番地1
 TEL: 0562-92-1119 / FAX: 0562-92-1141

計画の詳しい内容は豊明市のホームページで閲覧することが可能です。

議題4

障害者差別の解消について

障害者差別の解消について

- 1 障害者差別解消法・障害者差別解消地域協議会の概要について
資料 4-2

- 2 豊明市の対応について
 - ・市職員の「対応要領」を平成29年3月に作成。 資料 4-3

 - ・相談窓口を社会福祉課に設置。

 - ・相談事例の紹介 資料 4-4

- 3 障がい理解促進のための取り組みについて
 - ・ヘルプカードの配布について 資料 4-5

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害者差別 解消法

が制定されました



障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「障害者差別解消法」が平成25年6月26日に公布されました。(平成28年4月1日施行)



障害者差別解消法 とは

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

概要

この法律では、主に次のことを定めています。

- ①国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること。
- ②差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- ③行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

また、相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障害を理由とする差別を解消するための支援措置について定めています。

障害を理由とする差別とは？

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明*があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮(以下では「合理的配慮」と呼びます。)を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

*知的障害等により本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

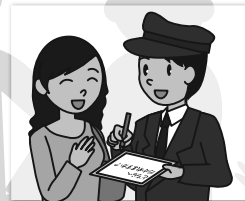
●障害を理由とする不当な差別的取扱い(例)

障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。



●合理的配慮(例)

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。

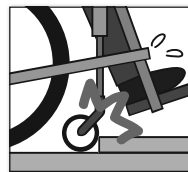


社会的障壁とは？

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。

- ①社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)
- ②制度(利用しにくい制度など)
- ③慣行(障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など)
- ④観念(障害のある方への偏見など)

などがあげられます。



例 街なかの段差

3センチ程度の段差で車椅子は進めなくなります。



例 書類

難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。







例 ホームページ

すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。

本法のポイント 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます

※民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務となります。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 ^(※) <small>※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。</small>	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

障害者差別解消法 Q & A

Q 「合理的配慮」の具体的な例を教えてください。

A どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なります。

典型的な例としては、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することなどが挙げられます。

Q 日常生活の中で個人的に障害のある方と接するような場合も、この法律の対象になるのですか。また、個人の思想や言論も規制されるのでしょうか？

A 個人的な関係や、思想、言論といったものは対象にはしていません。

この法律では、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象としており、一般の方が個人的な関係で障害のある方と接するような場合や、個人の思想、言論といったものは、対象にしていません。

Q 民間事業者による取組がきちんと行われるようにする仕組みはあるのでしょうか？

A 民間事業者の事業を担当する大臣から、事業者に対して報告徴収、助言・指導、勧告を行うことができます。

この法律では、同一の民間事業者によって繰り返し障害を理由とする差別が行われ、自主的な改善が期待できない場合などには、その民間事業者の事業を担当する大臣が、民間事業者に対し、報告を求めることや、助言・指導、勧告を行うことができることにしています。

基本方針と対応要領・対応指針

基本方針とは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するために作成するものであり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の基本的な方向等を定めるものです。

また、「対応要領」・「対応指針」は、行政機関等ごと、分野ごとに定められるものであり、当該行政機関等、当該分野における障害を理由とする不当な差別的取扱いになるような行為の具体例や合理的配慮として考えられる好事例等を示すものです。

相談や紛争解決の仕組みについて

障害のある方からの相談や紛争解決に関しては、すでに、その内容に応じて、例えば行政相談委員による行政相談やあっせん、法務局・地方法務局・人権擁護委員による人権相談や人権侵犯事件としての調査救済といった、さまざまな制度により対応しています。この法律では、すでにある機関の活用などにより、その体制の整備を図ることにしています。

障害者差別解消法 Q & A

Q 行政機関が「不当な差別的取扱い」を行ったり「合理的配慮」を行わないときの相談窓口はどこですか？

A その行政機関の苦情相談等窓口等にお申し出ください。

行政機関の職員の対応に問題がある場合などは、まずは、その職員が所属する行政機関の苦情相談等の窓口に出ることが考えられます。そのほか、例えば、行政相談委員による行政相談や、人権に関わる相談であれば法務局や地方法務局などに相談することも考えられます。

Q 雇用における障害のある方に対する差別も、この法律の対象になるのですか？

A 雇用については、障害者雇用促進法に定めるところによります。

雇用の分野における差別については、相談や紛争解決の仕組みを含め、障害者雇用促進法に定めるところによります。

障害者差別解消支援地域協議会について

障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取組を進めるため、国や地方公共団体の機関が、それぞれの地域で障害者差別解消支援地域協議会を組織できることにしています。

協議会が組織され、関係する機関などのネットワークが構成されることによって、いわゆる「制度の谷間」や「たらい回し」が生じることなく、地域全体として、差別の解消に向けた主体的な取組が行われることをねらいとしています。

● 組織イメージ図



※どのような機関を構成員とするかは、各協議会の判断



内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付 障害者施策担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館

代表:03-5253-2111 Fax:03-3581-0902 ホームページ <http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

障害者施策

検索

障害を理由とする差別の解消の推進に関する豊明市職員対応要領

(目的)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、法第7条に規定する事項に関し、職員が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、法第2条に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。
- (2) 障害 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。
- (3) 障害のある人 障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。
- (4) 監督者 職員のうち、課長補佐級以上の地位にある者をいう。
- (5) 権利条約 障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）をいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 職員は、法第7条第1項の規定に基づき、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、障害のある人に対する不当な差別的取扱いをすることにより、障害のある人の権利利益を侵害してはならず、職員は、不当な差別的取扱いの基本的な考え方、障害のある人に対する取扱いの正当な判断理由、不当な差別的取扱いの具体例、障害者の障害特性に応じた対応方法に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第4条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思

の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の提供をしなければならず、職員は、合理的な配慮の基本的な考え方、過重な負担の基本的な考え方、不当な差別的取扱いの具体例、障害者の障害特性に応じた対応方法に留意するものとする。

(監督者の責務)

第5条 監督者は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項に留意して障害のある人に対する不当な差別的取扱いが行われないうように注意し、また、障害のある人に対して合理的配慮の提供がなされるよう環境の整備を図らなければならない。

(1) 日常の執務を通じた指導等により、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

(2) 障害のある人及びその家族その他の関係者(以下「障害のある人等」という。)から職員による不当な差別的取扱い又は職員の合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等(以下「職員による障害を理由とする差別に関する相談等」という。)があった場合は、迅速に状況を確認すること。

(3) 合理的配慮の提供の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第6条 職員が、障害のある人に対し不当な差別的取扱いをした場合、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、地公法第29条の規定に基づく懲戒処分等に付されることがあることに留意する。

(相談体制の整備)

第7条 健康福祉部社会福祉課(以下「社会福祉課」という。)に、障害のある人等から職員による障害を理由とする差別に関する相談等に的確に対応する

ための相談窓口を置く。

- 2 前項の相談窓口で相談等があった場合は、社会福祉課の職員はその内容を記録し、速やかに事実関係の調査及び確認を行うとともに、その結果を社会福祉課長に報告する。
- 3 社会福祉課長は前項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて相談等の申し出者等に対し、事情聴取及び事実関係の確認を行い、相談に係る問題の解決を図る。
- 4 社会福祉課長は、必要に応じて外部の専門知識を有する者及び機関に指導及び助言を求めるものとする。
- 5 第1項の相談窓口で寄せられた相談等は、プライバシーに配慮しつつ関係機関等において情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。
(研修及び啓発)

第8条 社会福祉課長は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

- 2 前項の研修は、新たに職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった職員に対しては、障害を理由とする差別の解消に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、行うよう努めるものとする。
- 3 第1項の啓発は、職員が障害の特性を理解するとともに、障害のある人に適切な対応をするために、マニュアル等の活用により、意識の向上を図るものとする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

相談対応事例について

相談者氏名	Kさん（視覚障害）		
性別	男性	年齢	60代
相談日	平成29年10月		
方法	<input checked="" type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 面談		
相談内容	相談内容および経路		
	<p>本人から、担当相談支援専門員に以下の通り相談があった。</p> <p>衆議院議員選挙の際に、選挙の公報の音声データを受け取ることができなかった。候補者の声を直接聞きたいと思ったので選挙の公報の音声データを市役所のホームページに載せてもらえないか。</p>		
	相談を受けての対応		
	<p>担当相談支援専門員から市総務課選挙管理委員会に電話確認。</p> <p>市選挙管理委員会へは、県選挙管理委員会から選挙公報の音声データCDが送られている。CDの送付先の名簿にその方を載せることも可能との返答。</p> <p>本人にはその旨をお伝えした。</p>		
	<p>本人の思いなど</p> <p>視覚障がいがあるため、候補者の情報を直接音声にて知りたかった。</p>		

相談対応事例について

相談者氏名	Fさん（視覚障害）		
性別	男性	年齢	50代
相談日	平成29年9月		
方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input checked="" type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 面談		
相 談 内 容	<p>相談内容および経路</p> <p>相談経路 「市長へのEメール」</p> <p>内 容 市から障害者福祉計画策定のためのアンケート調査が来たが、視覚障がいがあるため文字が読めない。拡大したアンケート用紙を送付する、音声データを送る等の配慮がないと回答できない。</p>		
	<p>相談を受けての対応</p> <p>社会福祉課担当が本人へ電話し、配慮が行き届かなかった点を謝罪。100%のご希望に沿うことは困難だが、市職員が代読するなど、できる範囲での可能な支援を提示する。</p>		
	<p>本人の思いなど</p> <p>自らの状況を市にもきちんと知っておいてほしい。その上で、必要な配慮を行ってほしい。</p>		

ヘルプカードははじめました



おもて面

なか面 (記入例)
きにゅうれい

私が手伝ってほしいこと
(例)私は耳が聞こえないので、筆談で対応してください。
私は目が見えにくいので、読み上げをお願いします。
私は内臓に障害があり、疲れやすいので、定期的に服薬と小休止をします。

※その他に、氏名や緊急連絡先や相談機関の連絡先等を、任意で記入していただく欄もあります



目や耳、言語の障害、内部障害や難病など・・・外見では不自由や障害に気づかれにくい人が、困っているときに提示できるカードをつくりました。

ヘルプカードを見かけたらあなたの思いやりを行動にしよう！

ヘルプカードとは

障がいのある方が普段から所持しておき、災害時や日常生活の中で困った際に、周囲に理解や支援を求めるきっかけをつくるカードです。カードの中面に助けてほしい内容が記されています。ヘルプカードを提示されたときは、支援や配慮をお願いします。

ヘルプカードの記載内容

手伝ってほしいこと、苦手なこと、必要な支援など（記入例を参照）

対象となる方

豊明市にお住まいで、身体障害のある方（外見では不自由や障害に気づかれにくい方）、難病をお持ちの方。 ※身体障害者手帳の有無は問いません

ヘルプカードを提示されたら…

- ・「どうしましたか？」と声をかけてください。
- ・相手に伝わっているか確認しながら、ゆっくりと話をしてください
- ・ヘルプカードの中面に手助けをしてほしい内容が記載されています。その記載内容に添って支援をお願いします。

【ヘルプカードを希望する方へ】

1 ヘルプカードについて

ヘルプカードとは、「外見では不自由や障害に気づかれにくい人が、援助を受けるときに必要な情報を提示できるカード」です。必要な時以外は、安易に提示しないようにしてください。

2 カードの記入内容について

記入する内容は、「氏名」「住所」「血液型」「生年月日」「私が手伝ってほしいこと」「緊急連絡先」「係りつけ医療機関」があります。利用される方に合った内容を記入してください。個人情報を入力する際は、取り扱いや紛失には十分注意してください。

3 譲渡の禁止について

ヘルプカードの交付を受けた者は、第三者に譲渡してはいけません。

4 カードの周知について

現在、豊明市のヘルプカードについて周知を進めていますが、このカードの存在を知らない方もいますのでご注意ください。今後も、公共施設をはじめ、店舗や事業者にも順次周知を進めていきます。

5 その他

何かわからないことがあったり、紛失や破損による再交付を希望される際は、下記問い合わせ先にご相談ください。

ヘルプカードの交付が平成30年3月1日（木）より
始まります。 交付場所は、豊明市役所社会福祉課窓口
です。窓口にて、申請書に氏名・住所等を記入して
いただいた後、交付いたします。

問い合わせ先

豊明市役所 健康福祉部 社会福祉課 障がい社会係
〒470-1195 豊明市新田町子持松 1-1
TEL : 0562-92-1119 FAX : 0562-92-1141